

# 資料編

## <資料1>

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の概要について（出典：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて（手引第2次改定版）」）  
..... P28

## <資料2>

夜間中学における教育課程の特例について（出典：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて（手引第2次改定版）」） ..... P29

## <資料3>

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（文部科学省通知）  
..... P30

## <資料4>

札幌市における公立夜間中学の在り方検討委員会 委員名簿 ..... P32

## <資料5>

札幌市における公立夜間中学の在り方検討委員会で出された意見の概要 ..... P34

## <資料6>

札幌市教育振興基本計画【概要版】 ..... P40

## <資料7>

札幌市公立夜間中学設置基本計画（案）に対する御意見の概要と札幌市の考え方（概要版） ..... P48

## 教育機会確保法の概要

### ■義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 学齢期を経過した者であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられている。
- これを受け、地方公共団体においては、
  - ・ 夜間中学を新たに設置すること
  - ・ 夜間中学を既に設置している場合は、受け入れる対象生徒の拡大を図ることなどに取り組むことが求められる。

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
  - 一 都道府県の知事及び教育委員会
  - 二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会
  - 三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

- 協議会で協議等を行う内容としては、例えば、
  - ・ 夜間中学の設置主体や設置場所、設置する時期
  - ・ 夜間中学の対象者
  - ・ 他の市町村の夜間中学の設置・運営に関する経費の一部分担
  - ・ 各地方公共団体が連携した広報活動の実施や相談窓口の設置
  - ・ 広域行政を担う都道府県が果たすべき役割
  - ・ いわゆる自主夜間中学等への支援 などが考えられる。
- 協議会の設置については、都道府県が中心となって関係市町村と協議会あるいは協議会に近い検討組織を設けることが考えられ、その活用を通じて、夜間中学の設置など各地方公共団体における就学機会の提供等が図られることが期待される。

## 夜間中学における教育課程の特例について (学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の概要)

### <趣旨>

義務教育未修了である学齢期を経過した者等（以下「学齢経過者等」という。）の就学機会の確保に、中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）が重要な役割を果たしていることから、今後、夜間中学の設置等を促進するためにも、**夜間中学において学齢経過者に指導を行う際、その実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備**（学校教育法施行規則を改正）。

### <概要>

- **夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。**
- 特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、
  - ①各教科等の内容のうち、**当該学齢経過者等が各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって編成**するものとする。
  - ②**中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。**
  - ③その編成に当たり、特別の教育課程を実施するために**必要な授業時数を適切に確保**するものとする。

### <留意事項>

- 学齢経過者等を指導する際、**実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は学校長が行うこと。**
- **学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標（学校教育法第 21 条に規定）を達成するうえで必要な内容により編成**すること。
- **学齢経過者に対する特別の教育課程の内容は、学校長が判断**すること。
- **昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、学校教育法施行規則第 5 6 条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請**を要する。

### <関係法令>

学校教育法施行規則第 5 6 条の 4、第 7 9 条、第 7 9 条の 6、第 1 0 8 条第 1 項及び第 1 3 2 条の 5

※ 本制度は平成 2 9 年 3 月 3 1 日から適用

各都道府県教育委員会教育長

各指定都市教育委員会教育長

各都道府県知事

附属学校を置く各国立大学法人学長

小中高等学校を設置する学校設置会社を

所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原 誠

(印影印刷)

### 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 18 号）」及び「学校教育法施行規則第 56 条の 4 等の規定による特別の教育課程について定める件（平成 29 年文部科学省告示第 60 号）」が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、同日施行されました。

今回の改正等は、義務教育未修了の学齢を経過した者等の就学機会を確保するため、中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）が重要な役割を果たしているところ、今後、夜間中学等の設置を促進するためにも、夜間中学等において学齢を経過した者に対して指導を行う際にその実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備するものです。

これらの改正等の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人の長にあっては附属学校に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

### 記

#### 第 1 改正等の概要

##### 1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 18 号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学齢を経過した者（以下「学齢経過者」という。）のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるものとする。 (第 56 条の 4、第 79 条、第 79 条の 6、第 108 条第 1 項及び第 132 条の 5 関係)

## 2 学校教育法施行規則第 56 条の 4 等の規定による特別の教育課程について定める件（平成 29 年文部科学省告示第 60 号）

小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において，学校教育法施行規則第 56 条の 4（同令第 79 条，第 79 条の 6 及び第 108 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 132 条の 5 に規定する学齢経過者に対し，これらの規定による特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）を編成するに当たっては，小学校学習指導要領，中学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえつつ，次のとおり当該特別の教育課程を編成することができるものとする。

- (1) 特別の教育課程は，各教科等の内容のうち，当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。
- (2) 中学校段階において，特別の教育課程を編成するに当たっては，小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。
- (3) 特別の教育課程を編成するに当たっては，当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。

## 第 2 留意事項

### 1 特別の教育課程の対象

- (1) 学齢経過者に対して指導をする際，実情に応じた特別の指導を行う必要がある者であるか否かの判断については，当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が行うこととなる。
- (2) 夜間中学については，不登校児童生徒への支援に当たって多様な教育機会を提供する観点から，昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には，夜間中学で受け入れることも可能であるが，不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には，本規定ではなく，学校教育法施行規則第 56 条の規定に基づき，特別の教育課程を編成するものであること。

### 2 特別の教育課程の内容

- (1) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は，既に社会生活や実務経験等により学齢経過者に一定の資質・能力が養われていることの評価の上に，学校教育法第 21 条に規定する義務教育の目標を達成する上で当該学齢経過者にとって必要と認められる内容により編成するものとする。
- (2) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は，当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる。

## 札幌市における公立夜間中学の在り方検討委員会 委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等
◎ 引地 秀美	国立大学法人北海道教育大学札幌校特任教授
○ 篠原 岳司	国立大学法人北海道大学大学院教育学研究院准教授
工藤 慶一	札幌遠友塾元代表・北海道に夜間中学をつくる会共同代表
松田 考	札幌市若者支援総合センター館長
長谷川 恵美	公益財団法人札幌国際プラザ多文化交流部長
橋本 隆	札幌市立東白石小学校校長
須藤 勝也	札幌市立啓明中学校校長
網谷 和彦	市立札幌大通高等学校校長

(以上8名、敬称略)

※◎：委員長、○：副委員長



# 在り方検討委員会における意見の概要

## 1 札幌市が設置する公立夜間中学の目指す姿

### 【学校の方向性】

- 最も重要なのは、2022年4月に公立夜間中学が設置されることである。そのため、今回の開設の時点では実現できないこともあるが、この学校は開校時の姿が最終完成形ではないので、開校後も実践しながら考えて、常に対応しながら作っていくという姿勢が大切である。
- アンケートに答えられなかった人もいるものと考えられることから、開校後にも個別のニーズに対応していくことが大切である。
- 学校だけでは、対応が難しい内容もあるので、外部機関も活用しながら、市民総動員で取り組んでいく姿勢が必要である。
- 不登校生徒には、家庭の協力が欠かせないことから、「家族への支援」や「家族との関わり」という部分を意識することが必要である。
- 家庭環境等も含めて、様々な理由で不登校を経験している生徒がいるので、本人が大人になって学び直しを希望するときに受け止めてくれる学校になってほしい。
- 「疎外されている」「抑圧されている」と感じている方に学びの場を提供し、将来的に社会づくりに貢献してもらうようなことを目指すと良い。
- 子どもの権利条例のある札幌において、夜間中学には学び、自分の意見を表明するなどの自分の権利を取り戻すという役割がある。そのため、生徒が学校づくりに参画できる仕組みを整え、学ぶ生徒が主役になる学校づくりが重要である。

### 【学びの方向性】

- この学校は生徒に自立を促すことが重要であるとともに、設立される夜間中学は公立中学校でもあることから、札幌市教育振興基本計画に札幌市の教育が目指す人間像として示される「自立した札幌人」にあるように「自立」の要素は必要である。
- 様々な困難を抱えた方に学ぶ楽しさや喜びを感じてもらう必要があることから、札幌市の基本施策に「自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進」とあるように、目指す姿には「学ぶ喜び」「学ぶ楽しさ」といった考え方も入ると良い。
- 個々のニーズに対応することも重要であるが、夜間中学には様々な生徒がいることから、札幌市の基本的方向性にも「共に生きる力を培う」とあるように、「共に学



ぶ」「協働性」「共生」という考え方も入ると良い。

- 学校は勉強だけするところではなく、仲間づくりや協働することについても学んでいくところ。この学校でも学校行事などをうまく活用して、様々な生徒が共生できる学校になれば良い。

### 【外国籍生徒への対応】

- 無料で学べる日本語学校ではなく、中学校等の教科指導を行う学校であることを正しく知ってもらうことが必要である。
- 日本に来てよかったのだろうかと思慮外国籍の方もいるので、現地で義務教育を十分に受けられていなかった方に安心して学べる場を提供することで、日本に来てよかったと思えるようにするというのも公立夜間中学の役割である。

## 2 目指す姿の実現に向けた学校づくりの視点

### 2-（1）学習者の多様な教育ニーズに対応するための基本的な考え方

#### 【学びの考え方】

- 言語や芸術活動など、表現することを大切にする学校であってほしい。自分を表現しても大丈夫だという安心感が持てることと、自分を表現するための技術が身に付くと良い。
- 夜間中学においても、学校行事をはじめ、自治的活動を学ぶ生徒会活動、話合いで合意形成を学ぶ学級活動、外部講師を活用したキャリア教育などの特別活動や総合的な学習などにおいて、学び合って育つ、協力しながら学び合うことが重要である。
- 「基礎・基本の定着」だけではなく、札幌市が掲げている学ぶ力（「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現」「自ら学ぼうとする意欲」）を意識して取り組むと良い。
- 夜間中学に通う生徒には、「支える」「励ます」という対応が重要であり、場合によっては本人に同行する等、積極的に関わっていく必要がある。
- 遠友塾に携わっているスタッフは、人格や倫理観を受講者から学ぶことが多い。公立夜間中学においても、先生も生徒も共に学ぶという意味の「学びとともに生きる」という遠友塾の取組を参考にしてほしい。
- 公立夜間中学のアンケートからは、高校への進学や就職というニーズがあるので、

「卒業後の進路支援」も重要である。

- 札幌市では中学校でもキャリア教育を重視しており、高校進学だけではなく、進路探究学習という呼び方で生き方指導を大切にしている。公立夜間中学においても自分はどういう資質・能力が身に付いているのか自覚するなどの自分を理解する力を育むことは重要である。
- 在籍する生徒は、様々な学びのスピードが想定されるので、在籍年数を3年以上にすることが必要である。

### 【教材や教材開発について】

- 遠友塾では多くが自作したプリントで授業を行っている。また、東京の公立夜間中学で開発された漢字に不自由を抱えている方の「生活基本漢字」という教材は、日常生活に必要な漢字に特化した教材で、外国籍生徒にも適している。このような自作教材は全国に存在しているので、活用していくと良い。
- 基本的に教材には振り仮名が必須になると考えるが、特に困るのは振り仮名が無く、文字が小さい地図帳である。デジタル地図帳が使えるようになると便利である。
- ICTの活用においては、生徒の個別学習に活用できるが、実物投影機で教師が書き順を見せたり、教科書等を映したりするなど、映像の効果を生かすことができる。
- ICTの活用にあたっては、効果的・効率的な学びの実現のためだけではなく、情報リテラシーを習得することも必要である。
- 様々なICT教材が開発されていることから、適宜情報を収集することが重要である。
- 主に小学校では、わかりやすい授業を実現するために、1時間ごとに構成を考え、黒板の書き方も1枚に納まるように考えている。そのような取組は公立夜間中学にも役立つと思うので、単元の開発にあたっては、小学校の先生の力も活用してほしい。

### 【外国籍生徒への対応】

- 全く日本語ができない場合に、東京や大阪では3か月集中的に日本語を教える機関がある。その後、更に学ぶため、公立夜間中学に入学することがあるので、そのような外部機関と連携を取れると良い。
- 大通高校にも全く日本語ができない生徒が入学してくるが、日本語をおよそ1～2年程度重点的に学ぶことで、学習についていけるようになる。大通高校ではその後、3～4年程度で高校を卒業している。

### 【夜間中学の理解や啓発について】

- 夜間中学に行きたくても、家族等の反対から行けなくなる例があると聞いた。夜間中学という場を整備することは重要であるが、本人の理解とともに家族が正しく理解するなど、社会全体の理解が進むような取組も必要であり、開校後も啓発を続ける必要がある。
- 若者が通う場合、通えなかった期間を埋め合わせるだけではなく、通うことでどのような未来が見えるようになるのかについて伝えていかないと、一定の時間をかけて夜間中学に行くメリットを感じてもらうことはできない。「社会の中で自己実現できるような力が付く」など、キャリア形成のステップアップになるというようなメッセージが必要である。
- 伝え方によっては、夜間中学への偏見を助長したり、日本語学校だと思われてしまったりする可能性もあることから、対象者への伝え方については、丁寧な検討が必要である。

## 2－（２）安心して学べる体制づくりの基本的な考え方

### 【学びの体制等】

- 教員の配置数を定める標準法を勘案しながら、どれだけ多くの教員が配置されるかが重要で、教育課程の編成に大きく関わってくる。
- 少人数指導体制の充実は非常に重要であり、遠友塾の経験を踏まえると、最大でも1クラス20名程度が限界である。
- 全道的に小規模校が増えてきており、教員の業務内容は規模によって大きく変わらないことから、夜間中学を含めて小規模校は運営が厳しい現実がある。教員の配置数を定めた標準法ができた時から時間が経っていることから、工夫して教員数を増やすなど、現状に合わせていくことが必要である。
- 夜間中学において養護教諭の配置は極めて重要である。スクールカウンセラーなどの相談体制の充実も欠かすことができない。
- 学校では、保健福祉局が作成した「サポートファイルさっぽろ」を使い、個別の指導計画を作って、家庭、本人、学校などの関係機関が連携して対応している。公立夜間中学においても参考になる。
- 全員に必要なわけではないが、外国籍の方に概念等を正しく学ばせるためには、第1言語となる母国語による指導も必要なこともあるため、導入について検討すべき。

## 【困りへの支援】

- 車椅子の方も通うことが想定されることから、設備の配慮が必要である。
- 就学援助については、公立夜間中学においても必要である。特に通学圏が広がることを想定されるので、交通費が通学することの障がいとならないように、通学費を援助することは必要である。また、通学への困難さをもつ人にとっても、通学費に関する援助は必須である。
- 他都市の夜間中学では給食や補食を行っている学校もあることから、可能であれば、家庭的な潤いとしてあっても良い。
- 今回の学校設置にあたって、柔軟な入学時期の設定など、希望する方の入りやすいルールづくりに特に期待している。

## 2－（3）その他必要な取組について

- 開設の段階で検討中となったことが継続して改善されない状況は望ましくないため、開設後も学校評議員制度などの協議会を活用して、継続的に検討できる体制が必要である。
- 京都市の洛友中学校は、昼間は不登校特例校（昼間部）で、夜間中学（夜間部）も設置されている。昼間部の生徒と夜間部の生徒と一緒に学ぶ時間帯も設定しており、効果を挙げていると聞いている。札幌市でも将来的に検討していく必要がある。
- 中学校でも様々な不登校への対応をしているが、それでもうまくいかない場合にどのように夜間中学に繋げるかということも考えなくてはならない。
- 夜間の定時制高校においては、放課後の時間が活用できないため、授業の前の時間を使って、生徒への個別対応を行っていた。夜間中学においても始業前の時間を有効に使うことができる。
- 公立夜間中学の設置に当たっては、教員養成も非常に重要であることから、夜間中学に勤務する教員に対する研修や夜間中学に対する理解を進めるため全ての教員に伝わるような研修を適切に行うとともに、教員養成の段階から、大学等とも連携しながら進めるべき。特に、開校準備として前年度に研修を実施できると、円滑な開校につながる。
- 仕事で在住している外国籍の方には、配偶者や家族の方に学びのニーズがあるが、夜に通えないことも想定されることから、可能であれば昼間の授業もできると良い。
- 国から「日本語教育の推進に関する基本方針」が示され、自治体で日本語教育を行

うことが義務付けられた。日本語教育の全てを夜間中学で担うことにはならないので、札幌市の日本語教育において、どの部分を夜間中学が担うのか明確にすべき。

# 札幌市教育振興基本計画

《改定版》

札幌市教育ビジョン

【2014～2023年度】

札幌市教育アクションプラン(後期)

【2019～2023年度】

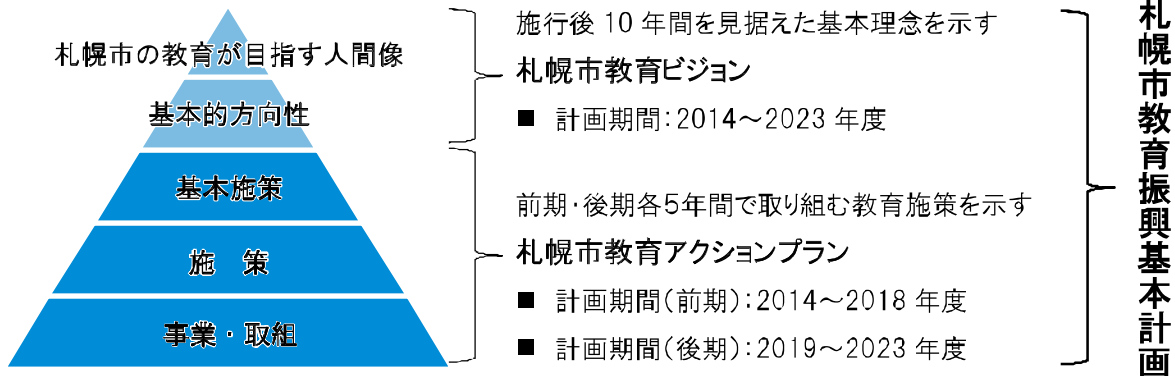
概要版



# 札幌市教育振興基本計画について

札幌市教育振興基本計画は、札幌市の教育の目標や方向性を明らかにするとともに、これらに基づき、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目指しています。

札幌市教育振興基本計画<改定版>は、2019年度以降5年間の教育施策を示す「札幌市教育アクションプラン（後期）」の策定に伴い、2014年4月に施行した札幌市教育振興基本計画を改定したものです。



## 教育を取り巻く現状

### 教育を取り巻く社会経済情勢

#### (1) 人口動態・年齢構成

- 将来的な人口減少や、少子高齢化の進行

#### (2) 家族形態と地域社会

- 三世帯世帯の減少やひとり親世帯の増加など家族形態の変化
- 生活習慣や価値観の多様化などによる、地域における人と人とのつながりや支え合いの希薄化

#### (3) 社会・経済状況

- グローバル化の進展や技術革新の加速
- 子どもの貧困対策の要請
- 多様で柔軟な働き方の推進や長時間労働解消の要請
- 「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組の推進

#### (4) 自然災害の状況

- 北海道胆振東部地震等の経験を生かした、災害に強いまちづくりの要請

### 国における教育目標・教育政策の動向

#### (1) 教育基本法（最終改正：2006年12月）

教育の目的（第一条）及びそれを実現するための教育の目標（第二条）を掲げています。

(2) 教育関連法（直近5年間の主な制定・改正）

施行	法律名	概要
2015.4	学校図書館法(改正)	学校司書設置の努力義務化 など
2016.4	学校教育法(改正)	小中一貫教育を行う義務教育学校の制度化 など
2017.2	義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(制定)	不登校児童生徒等に対する支援及び夜間中学における就学の機会の提供に係る国及び地方公共団体の責務の明確化 など
2017.4	教育公務員特例法(改正)	校長及び教員の資質の向上に関する指標の策定並びにそれを踏まえた教員研修計画の策定の義務化 など
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(改正)	学校運営協議会の設置の努力義務化 など

(3) 幼稚園教育要領・各学習指導要領

2017年3月以降、各学習指導要領等の改訂が順次公示されました。

(4) 教育振興基本計画

2018年6月に、「第3期教育振興基本計画」が策定されました。

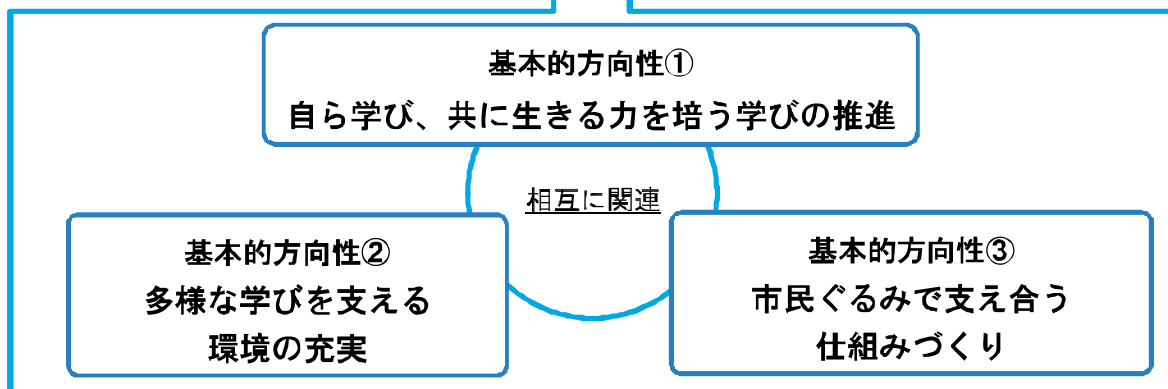
# 札幌市教育ビジョン

札幌市の教育が目指す人間像

**自立した札幌人** すなわち…

未来に向かって 創造的に考え、主体的に行動する人  
心豊かで 他者を尊重し、共に高め合い、支え合う人  
ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続ける人

三つの基本的方向性に沿って教育施策を展開することで、札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人」を実現



## 「自立した」とは？

「自立した」とは、幼児期から育まれる自己肯定感や自己有用感を土台とし、発達の段階に応じて、様々な社会体験を通じ、自らの人生を自らの責任で引き受け、一人の人間として生きる自覚をもち、未来に向かって行動していくことです。

更に、本計画では、他者を自分と同じ「自立した存在」として尊重し、共に支え合いながら生きていく「共生」の思いを併せもつことをも含みます。

## 「札幌人」とは？

「札幌人」とは、札幌の豊かな自然や社会、文化の中で、学び、生活する経験を通して育まれる創造力や豊かな心などの総合的な素養を生かし、ふるさと札幌への思いを心にもち、伝統や文化を尊重しながら、国際的な視野をもって、札幌をはじめ様々な地域や国で活躍する人のことです。



# 札幌市教育アクションプラン（後期）

## 前期の振り返り

前期においては、様々な施策を展開し、一定程度の成果や効果を得ることができました。しかし、個別の事業・取組に着目すると、過渡期のものや、更なる工夫・改善の余地があるもののほか、一部の成果指標で、現状値が当初値に比べ目標値から遠ざかっているものがある状況です。

## 重要項目

教育を取り巻く現状や前期の振り返りを踏まえ、特に力を入れて取り組む項目を設定しました。

### 1 「学ぶ力」の育成（関連施策：1-1-1）

分かる・できる・楽しい授業や課題探究的な学習の推進などを通して、「学ぶ力」の3要素である「学ぶ意欲(主体的に学習に取り組む態度)」「学んだ力(基礎的・基本的な知識及び技能)」「活かす力(思考力・判断力・表現力等)」をバランスよく育みます。

《主な事業・取組》

- 「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進
- 課題探究的な学習に係るモデル研究の推進
- 「算数にーごープロジェクト」の推進

### 2 「健やかな体」の育成（関連施策：1-1-3）

生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、積極的に心身の健康の保持増進を図る資質・能力を育みます。

《主な事業・取組》

- 「さっぽろっ子『健やかな体』の育成プラン」の推進
- オリンピック・パラリンピック教育の推進
- 中学校運動部活動における外部人材の活用



### 3 命を大切にす指導の充実（関連施策：1-2-1）

命はかけがえのないものであることを理解し、自分や他者の生命を尊重することができるよう指導の充実を図ります。

《主な事業・取組》

- 道徳教育の充実
- 子どもを共感的に理解するための教員研修等の充実

### 4 進路探究学習の充実（関連施策：1-1-5）

主体的に自己の進路を選択するとともに、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための資質・能力を育みます。

《主な事業・取組》

- 小・中学校における進路探究学習の充実
- 市立高等学校における進路探究学習の充実
- 特別支援学級・特別支援学校における進路探究学習の充実

## 5 札幌らしさを生かした学習活動の推進（関連施策：1-3-1）

「雪」「環境」「読書」の三つのテーマを中核とした「札幌らしい特色ある学校教育」を各園・学校で推進するなど、札幌のまちに根差した豊かな人間性や創造力、情操を育みます。

《主な事業・取組》

- 「雪」に関する学習活動の推進
- 「環境」に関する学習活動の推進
- 「読書」に関する学習活動の推進
- 「ふるさと札幌」を学ぶ機会の充実



## 6 国際性を育む学習活動の推進（関連施策：1-3-2）

日本の伝統と文化を理解し大切にするとともに、世界の人々の多様な文化や生活習慣、価値観を理解し尊重する態度など、国際社会で信頼と尊敬を得るにふさわしい資質・能力を育みます。

《主な事業・取組》

- 国際理解に関する体験的な活動の推進
- 外国語指導助手（ALT）の活用
- 英語専門教師による小学校の英語教育推進体制の充実

## 7 生涯学習環境・体制づくり（関連施策：2-2-1）

生涯学習センターや図書館をはじめとする生涯学習関連施設において、時代の変化や市民の多様なニーズを踏まえた学習環境づくりを進めるとともに、誰もが利用しやすい施設整備やサービス・機能の向上を図ります。

また、生涯学習センター・図書館・学校図書館の連携を強化し、より身近な地域での生涯学習環境を整えます。

《主な事業・取組》

- 図書館を活用した身近な地域における生涯学習環境の充実
- 「札幌市図書・情報館」のサービスの充実



## 8 安心して学ぶための支援（関連施策：2-4-1）

誰もが不安や悩みを抱えることなく安心して学び、自らの能力や可能性を伸ばすことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。

《主な事業・取組》

- 相談支援パートナーの活用
- スクールカウンセラーの活用
- スクールソーシャルワーカーの活用
- 公立夜間中学の設置に係る検討

## 9 地域に開かれた園・学校づくり（関連施策：3-1-1）

地域全体で子どもを育てるための環境を整え、子どものコミュニケーション力や地域への愛着心を育みます。

《主な事業・取組》

- サッポロサタデスクールの推進
- 学校運営協議会制度の導入に係る検討



## 施策体系

2019年度からの5年間で取り組む教育施策を設定しました。これらの施策に基づき、学校教育・生涯学習に関わる多様な事業・取組を展開します。

基本的方向性	基本施策	施策		
1 自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進	1 自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進	1 「学ぶ力」の育成	重要	
		2 幼児期の教育の充実		
		3 「健やかな体」の育成	重要	
		4 科学的リテラシーの育成		
		5 進路探究学習の充実	重要	
		6 生涯にわたる学習の基盤となる資質・能力の育成		
	2 共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進	1 命を大切にす指導の充実	重要	
		2 豊かな人間性や社会性を育む学習活動の推進		
		3 未来へつなげる思いを育む学習活動の推進		
	3 ふるさと札幌のよさを生かした、豊かな創造力を育む学習活動の推進	1 札幌らしさを生かした学習活動の推進	重要	
		2 国際性を育む学習活動の推進	重要	
	4 特別支援教育の充実	1 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育の充実		
		2 早期からの継続した相談・支援の充実		
	5 生涯にわたる継続的・自発的な学習活動の推進	1 多様なニーズに応じた生涯学習活動の推進		
	6 一貫性・連続性のある教育活動の充実	1 校種間連携の推進		
	2 多様な学びを支える環境の充実	1 安全・安心で豊かな教育環境づくり	1 学校教育環境の整備・充実	
			2 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育環境の整備	
			3 学校図書館の機能強化	
4 安全・安心な学校給食の提供				
5 安全教育と子どもの安全管理の推進				
2 生涯学習を支える環境づくり		1 生涯学習環境・体制づくり	重要	
3 教職員が力を発揮できる環境づくり		1 教職員の資質・能力の向上		
		2 教職員が質の高い教育活動を実現できる環境づくり		
4 学びのセーフティネットの充実		1 安心して学ぶための支援	重要	
		2 学びを支える経済的支援		
5 教育の情報化の推進		1 教育活動におけるICT活用の推進		
		2 校務の情報化の推進		
3 市民ぐるみで支え合う仕組みづくり		1 園・学校と家庭、地域が支え合う仕組みづくり	1 地域に開かれた園・学校づくり	重要
			2 地域の教育力の活用	
			3 親子の育ちの支援	

※ **重要** は、3、4ページで示した重要項目に関連する施策です。

## 成果指標

進行管理の参考とするための成果指標を設定しました。

	成果指標	現状値	目標値
1	難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合	小 6 74.2 % 中 3 68.8 % 高 2 62.9 %	小 5 78.0 % 中 2 72.0 % 高 2 67.0 %
2	将来の夢や目標をもっている子どもの割合	小 6 83.2 % 中 3 70.3 % 高 2 72.2 %	小 5 86.0 % 中 2 72.0 % 高 2 76.0 %
3	1週間の総運動時間が60分未満の子どもの割合	小5男 6.0 % 小5女 11.4 % 中2男 10.5 % 中2女 25.7 %	小5男 5.0 %未満 小5女 9.0 %未満 中2男 8.5 %未満 中2女 23.0 %未満
4	読書が好きな子どもの割合	小 6 77.5 % 中 3 76.4 % 高 2 72.2 %	小 5 79.0 % 中 2 78.0 % 高 2 75.0 %
5	自分にはよいところがあると考えている子どもの割合	小 6 83.1 % 中 3 79.6 % 高 2 66.3 %	小 5 84.0 % 中 2 80.0 % 高 2 70.0 %
6	人の役に立つ人間になりたいと考えている子どもの割合	小 6 71.9 % 中 3 68.0 % 高 2 49.3 %	小 5 73.0 % 中 2 70.0 % 高 2 56.0 %
7	札幌には、好きな場所やものがあると答えた子どもの割合	小 5 91.3 % 中 2 84.5 % 高 2 78.7 %	小 5 92.0 % 中 2 86.0 % 高 2 84.0 %
8	外国の人と交流したいと思う子どもの割合	小 5 79.9 % 中 2 63.2 % 高 2 64.8 %	小 5 83.0 % 中 2 65.0 % 高 2 69.0 %
9	特別な教育的支援を必要とする子どもの個別の教育支援計画を作成している幼稚園、学校の割合	74.7 %	100 %
10	さっぽろ市民カレッジの受講に満足している受講者の割合	85.1 %	90.0 %
11	区図書館の利用に満足している利用者の割合	91.4 %	92.0 %
12	子どもが参加する校種間連携を実施している学校の割合	小学校 99.0 % 中学校 91.7 % 高 校 100 %	小学校 100 % 中学校 100 % 高 校 100 %
13	子どもが自ら身を守ろうとする態度や能力を育む安全教育を実施した学校の割合	小学校 100 % 中学校 100 % 高 校 100 %	小学校 100 % 中学校 100 % 高 校 100 %
14	小・中学校における特別支援学級の整備率	小学校 92.6 % 中学校 84.8 %	小学校 93.0 % 中学校 85.0 %
15	生涯学習関連施設の利用に満足している利用者の割合	86.0 %	90.0 %
16	研修の成果を活用できると答えた教職員の割合	98.9 %	100 %
17	いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合	小学校 93.9 % 中学校 86.5 % 高 校 88.8 %	小学校 96.0 % 中学校 90.0 % 高 校 90.0 %
18	不登校児童生徒の存続率	1.76 %	1.60 %未満
19	授業や校務にICTを効果的に活用できる教員の割合	71.6 %	77.0 %
20	保護者や地域の人々の学校支援ボランティア活動を学校の教育水準の向上に効果的に活用している学校の割合	小学校 91.2 % 中学校 81.8 %	小学校 95.0 % 中学校 85.0 %
21	家の人と学校での出来事について話をする子どもの割合	小 6 78.8 % 中 3 74.8 %	小 5 80.0 % 中 2 77.0 %

× 現状値：2018年10月までに把握した最新値

× 目標値：2023年度までに到達を目指す数値

× 成果指標1、2、4、5、6、21の小学6年生及び中学3年生の実態については、文部科学省「全国学力・学習状況調査」の質問項目を活用して把握していましたが、2018年度の調査において、一部項目の変更及び削除があり、また、2019年度以降の調査において設定される項目についても見込むことができない状況です。そのため、2018年度以降は、札幌市教育委員会が独自で実施している既存の調査を活用するなどし、子どもの実態把握を継続します。ただし、既存の調査は、小学5年生及び中学2年生を対象としていることから、目標値における対象学年を「小5」「中2」に変更しています。

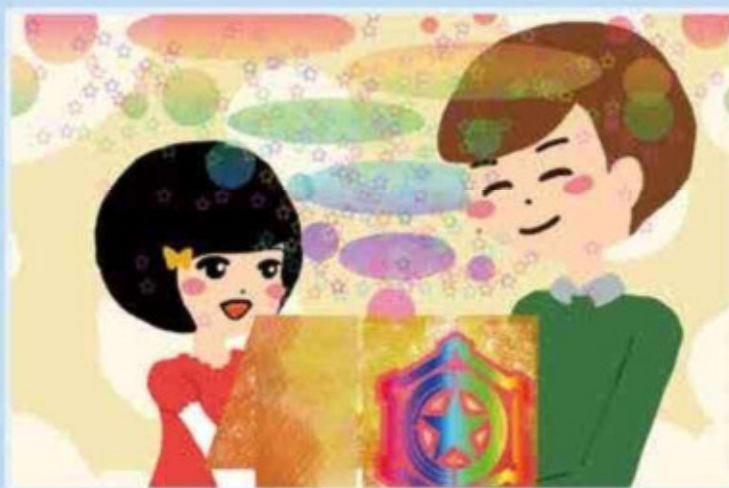
# 計画の推進に当たって

## 進行管理

- PDCAサイクル【Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Action（改善）】の考え方に基づく進行管理を実施します。
- 進行管理に当たっては、「教育委員会事務点検・評価」を活用します。

## 市民及び関係機関等との連携・協働

- 家庭・地域住民、大学等の教育機関、ボランティア、企業などの多様な主体の協力と参画を得て、教育の更なる充実を目指します。
- 札幌市の関係部局との組織横断的な取組を展開するとともに、国、北海道及びその他関係機関等と連携・協力を図ります。



### 札幌市教育振興基本計画<改定版> **概要版** 【札幌市教育ビジョン・札幌市教育アクションプラン(後期)】

2019年3月発行

<編集・発行>

札幌市教育委員会生涯学習部総務課教育政策担当

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル

電話番号 (011)211-3829 ファクス番号 (011)211-3828



さっぽろ市  
02-S01-18-2756  
30-2-1670

## 札幌市公立夜間中学設置基本計画（案）に対する御意見の概要と札幌市の考え方（概要版）

## 1 意見等の募集について

## (1) 募集期間

令和3年（2021年）2月4日（木）～令和3年（2021年）3月5日（金）

## (2) 募集内容

- ・札幌市公立夜間中学設置基本計画（案）に対する意見
  - ・本基本計画（案）に基づき、令和4年4月に開校を予定している公立夜間中学の校名案
- ※計画に対するご意見と校名案のどちらか一方の提出でも可。

## (3) 募集方法

持参・郵送・ファックス、電子メール、札幌市ホームページの入力フォーム

## (4) 資料配布・閲覧場所

- 札幌市教育委員会学校教育課教育推進課
- 札幌市役所2階 市政刊行物コーナー
- 各区役所総務企画課広聴係
- 各まちづくりセンター
- 市立中央図書館・地区図書館
- 札幌市の公式ホームページ など

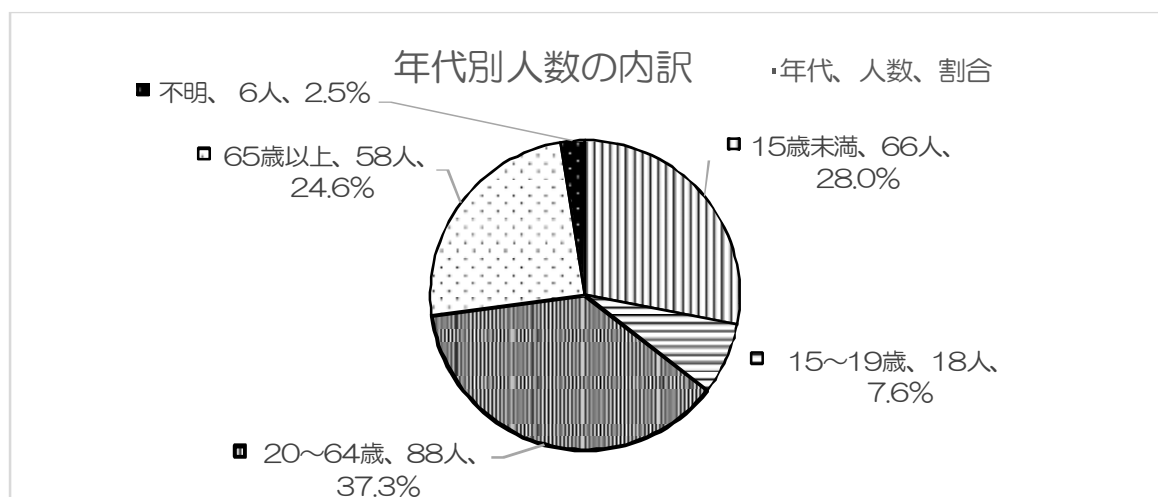
## 2 意見等の結果について

## (1) 意見提出者数・意見件数

意見提出者数	236人
意見件数	444件

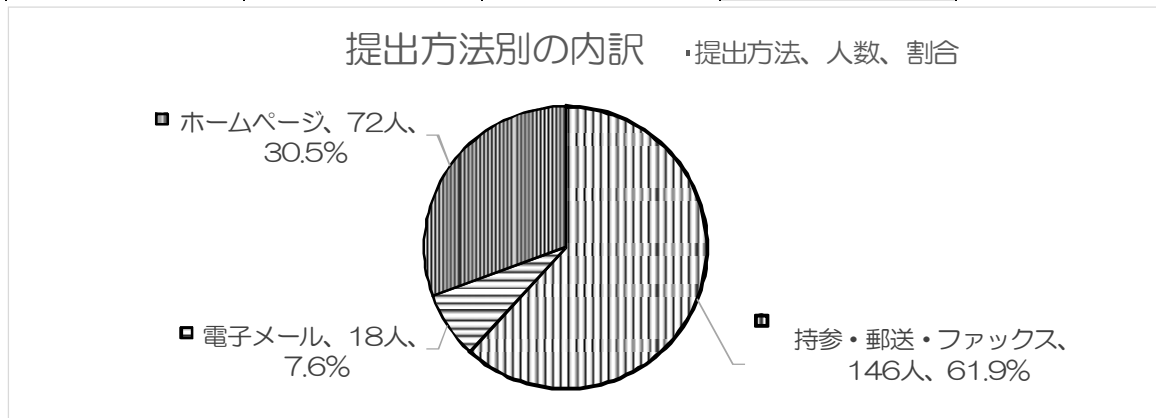
## (2) 年代別内訳

年代	15歳未満	15～19歳	20～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	66人	18人	88人	58人	6人	236人
件数	70件	25件	169件	169件	11件	444件



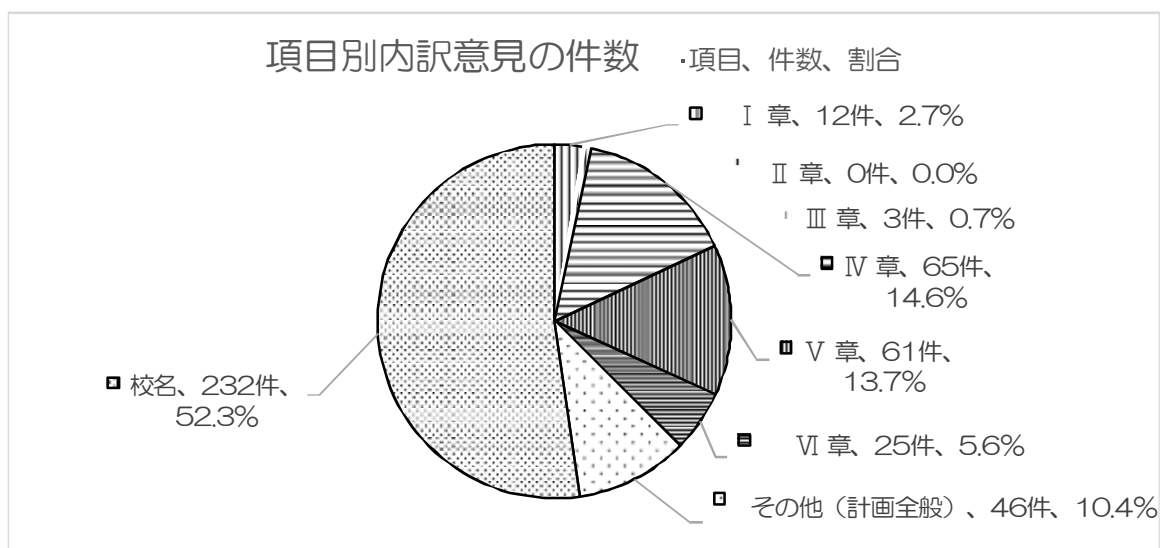
(3) 提出方法別内訳

意見提出方法	持参・郵送・ファックス	電子メール	ホームページ	合計
提出者数	146人	18人	72人	236人
構成比	61.9%	7.6%	30.5%	100.0%



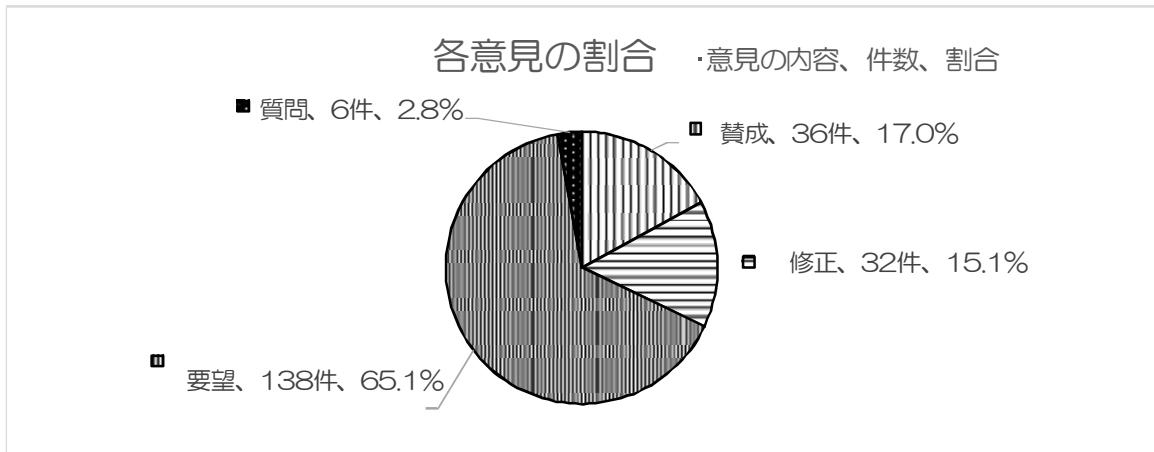
(4) 項目別内訳

項目	意見件数	構成比
I 章	12件	2.7%
II 章	0件	0.0%
III 章	3件	0.7%
IV 章	65件	14.6%
V 章	61件	13.7%
VI 章	25件	5.6%
その他（計画全般）	46件	10.4%
校名	232件	52.3%
合計	444件	100.0%



(5) 各意見（校名を除く）の割合

意見の内容	意見件数	構成比
賛成	36件	17.0%
修正	32件	15.1%
要望	138件	65.1%
質問	6件	2.8%
合計	212件	100.0%



(6) 意見の詳細

いただいた意見の詳細及び回答については、詳細版として札幌市公式ホームページに掲載しています。

ホームページアドレス

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/kihonkeikaku.html>



### 3 修正意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

章(項)	主な意見の概要	回答
IV 2 (1)イ	<p>よく「学び直し」という表現が使われているが、それだと、「かつて学んだけれど年月を経てもう一度学んでみたい」という意味であるとの誤解を生み、「生涯学習の場」とであると混同される可能性がある。公立夜間中学は、かつて「学べなかった」「『学ぶ』という当然の権利を行使できなかった」人たちが、「義務教育に相当する『学び』という当然の権利」を受けられる場であることをより明確にするべきだと思う。そのため、ここで述べられている内容は「学び直しの実現」ではなく、「個々に応じた学びの実現」が適当だと思う。</p>	<p>ご指摘の通り、公立夜間中学は、生涯学習機関ではなく学校教育機関であり、入学対象において、「学齢期を過ぎた方で中学校を卒業していない人、または、卒業していても不登校の理由により、十分に学ぶことができなかった人」と明確にしております。一方、当該項目では、中学校であっても、個に應じて、小学校の学びを行うことを分かりやすく表現するために「学び直し」としております。そのため、記載内容は修正しませんが、誤解が生じないように、適宜、説明してまいります。</p>
IV 2 (1)エ	<p>生徒は、学べなかったことを自分の責任として捉えていることが多く、夜間中学に通うことを周囲にすぐには明らかにできない場合もある。歴史や社会情勢の中で、学べなかったのは決して自分の責任ではないと理解して、自己の生き様を肯定的に捉え、さらに成長を実感できる学びの場をつくれることが重要ではないか。このため、「自己の成長を実感」を「自己の生きてきた過程を肯定し成長を実感」にしてほしい。</p>	<p>公立夜間中学の学びを通して自己の成長を実感するためには、自己肯定感が大切であると考えています。ただ、現在の自己を肯定するために、必ずしも、自己の生きてきた過程を全て肯定することが必要なわけではなく、過去の捉え方は、各人各様であって良いと考えています。そのため、記載内容は修正しませんが、過去、学ぶことができなかった理由の如何に関わらず、公立夜間中学での学びを通して、現在の自己を肯定するとともに、成長を実感できるような学校づくりに取り組んでまいります。</p>
V 1	<p>入学対象に、「全日制の公立中学校に通っている生徒も学びを希望すれば入学可能」や「満15歳以下の人の入学について、今後の検討課題とする」という言葉を入れてほしい。 (他同趣旨8件)</p>	<p>公立夜間中学において、学齢期の生徒を入学対象とする場合には、不登校特例校の指定を受ける必要があることから、すでに札幌市で実施している施策との兼ね合いを整理したうえで、改めて、その効果や影響等を検討する必要があります。そのため、現在の基本計画の段階で、学齢期の生徒に関することまで言及することは、難しいと考えています。</p>
V 1	<p>札幌市外に住んでいる場合、この文章では、自分が住んでいる市町村に負担をかけるのではないかと、手を上げづらく感じるため、「原則札幌市内に居住する人」に「札幌市立ですが、札幌市内に住んでいる方だけでなく、札幌市以外に住んでいる方も応募できます。」や「なお、札幌市以外に住んでいる方も応募できます」と加えてほしい。 (他同趣旨1件)</p>	<p>札幌市が設置する公立学校であるため、第一義的には、札幌市内に居住する人が入学対象になることから、このように表現しています。そのため、記載内容は修正しませんが、現在、近隣市町村にお住まいの方の受け入れに関して、関係機関と調整を進めているところであり、8月の入学説明会までには、受け入れ可能な市町村を明確にするるとともに、入学募集パンフレット等においては、安心して応募できるように、表現方法を工夫してまいります。</p>

章（項）	主な意見の概要	回答
V 1	誰でも入れるようにし修正してほしい。	公立夜間中学は、生涯学習機関ではなく学校教育機関であり、過去に何らかの事情で、義務教育を十分に受けることができなかつた方に対して、教育を受ける権利を保障するために札幌市が設置する学校であることから、入学資格については、居住要件に加え、「中学校を卒業していない人、または、卒業していても不登校の理由により、十分に学ぶことができなかつた人」と明確に記載する必要があると考えています。
V 4	1学年1学級ありきとするのではなく、生徒の入学希望状況、生徒の環境、背景に応じて多種多様な指導、少人数指導の大切さを考慮すると1学年2学級にする余地も残しておいた方がよい。	札幌市民に対するニーズ調査、及び全国の公立夜間中学の平均在籍者数が52名程度であることを踏まえ、基本計画段階では、学校全体で120名程度の受け入れが可能で1学年1学級規模で十分にに対応できるものと考えております。なお、多様な生徒にきめ細かく対応するため、実際の授業展開においては、必要に応じて、習熟度別にクラスを分けたり、一つのクラスで個別指導や少人数での指導を併用したりするなど、可能な限り工夫してまいります。
V 6	入学者各々の事情が異なるので、修業年限を最長6年と固定するのではなく、6年をめどにしつつも生徒の学習の習熟度、意欲、年齢も加味し柔軟に対応してほしい。個々人の特別な事情による場合を想定し、卒業前の個人面談による校長判断によって、年限延長が可能であることを、最長6年の文言に加えてほしい。 (他同趣旨14件)	公立夜間中学は、社会生活等の経験がある学齢期を過ぎた方が週5日毎日通う学校であり、小学校の学び直しから始めたとしても、最大6年間で義務教育9年間の学びを終えることができると考えております。併せて、様々な事情があったとしても、最大6年という目標をもったうえで計画的に学びに向き合うことが望ましいと考えたものであり、理由の一切を問わず、6年をもって機械的に退学とすることを意図しているものではありません。そのため、「原則」との文言を追加し、「最長6年」から「在籍上限原則6年」に表現を修正します。  ⇒「在籍上限原則6年」に修正
V 7	入学期間を9月までを可能期間とすると、9月以降、入学希望者は待機する期間が生じるので、入学期間は設けず、通年を通して入学可能と変更すべき。もしくは、9月以降の入学希望者には、授業を聴講する機会を設けるなど、公立夜間中学でも学べない人がでてこないよう、教育機会の補償も考える必要がある。 (他同趣旨1件)	学校教育では、基本的に、4月から3月までの年度単位で教育課程を編成し、計画的に教育活動を進めています。これは公立夜間中学でも同様であり、本来、生徒にとっては4月入学が望ましいところですが、入学希望者の様々な事情を最大限考慮し、共に学ぶ他の生徒との進度との差を踏まえつつ、可能な限り柔軟な入学可能期間を設定する観点から9月までとしています。そのため、通年入学可能への修正はしませんが、10月以降も、随時、授業見学を行うなどの対応を考えてまいります。